

第5次東御市行政改革大綱の策定について

1 これまでの経過

(1) 行政改革大綱

昭和60年1月に国が策定した地方行政改革大綱にて、各自治体が「行政改革大綱」を自主的に策定すべきと規定。策定義務がない中で、多くの自治体は、大綱の有効期間終了後も改定・更新し、計画的に行政改革を進めてきた。

(2) 行政改革推進計画（集中改革プラン）

平成17年3月に策定された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、行政改革に向けての新たな取組や数値目標を盛り込んだ5年程度の集中改革プランを策定・公表するよう要請。これ以降、行政改革大綱と集中改革プランが併存することになった。

(3) 東御市行政改革大綱・東御市行政改革推進計画（集中改革プラン）

第1次（平成18年～平成22年）

第2次（平成23年～平成25年）

第3次（平成26年～平成30年）

第4次（令和元年～令和5年）

2 国の方針

国では、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（総行経第29号平成27年8月28日）の総務大臣通知により、地方財政が依然として厳しい状況にある中で、効率的・効果的に行政サービスを提供する観点から、民間委託の推進やクラウド化等との業務改革の推進に努めるよう、各地方公共団体に要請している。

3 今後のスケジュール

(1) R5.11月（第2回審議会）第5次東御市行政改革大綱（令和6年度～令和10年度） 経過報告

(2) R6.1月（第3回審議会）第5次東御市行政改革大綱（令和6年度～令和10年度） 答申

4 第5次東御市行政改革大綱の着眼点

(1) 人口減少・少子高齢化など社会情勢の変化への対応

(2) 新型コロナウイルスによる生活様式の変化等、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応

(3) 限りある財政状況にあっても、良質な行政サービスを提供するため行政の更なる効率化

(4) 市民・民間団体との協働や自治体DXの推進を軸とした持続可能な行財政運営の推進